

館林市公用車広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、館林市広告掲載基準要綱（平成19年館林市告示第114号。以下「広告掲載基準要綱」という。）に基づき、館林市公用自動車（以下「公用車」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準等)

第2条 広告の掲載に関する基準等は、広告掲載基準要綱第3条及び第4条の規定によるものとする。

2 前項の規定によるもののほか、広告の内容及びデザインが、交通事故を誘発し交通の安全を阻害するおそれがあり、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

(1) 周囲の運転者の誤認を招くおそれがあるもの

ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの

イ 信号機、道路標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの

ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの

(2) 周囲の運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの

ア 読ませる内容や絵柄や文字が過密であるもの

イ デザインがわかりづらい等判断を迷わせるもの

3 広告の中に「有料広告」の表示を入れるものとする

(広告の規格等)

第3条 広告掲載車両、広告の規格、掲載位置及び料金は別表のとおりとする。

(広告の掲載方法)

第4条 広告の掲載は、特殊フィルムの貼付、カッティングシートなどの剥離が可能なものとし、車体塗装は行わないものとする。

(広告の掲出期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1か月単位で1年以内とする。ただし、更新は妨げない。

2 広告の掲載を開始する日は、原則として広告を掲載する月の初日とする。

3 広告の掲載を終了する日は、原則として広告を掲載する月の最終日とする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、掲載できる公用車の状況に応じて、広報たてばやし及び市ホームページにより随時行うものとする。

(広告の申込み)

第7条 広告の掲載を希望するもの（以下「希望者」という。）は、公用車広告掲載申込書（別記様式第1号）に必要な書類等を添付して、市長に申込むものとする。

2 市内に住所（所在地）を有しない希望者は、市町村税の納付状況（直近1年度分）を確認できる書類を提出するものとする。

（広告の掲載決定）

第8条 市長は、前条による申込みを受けたときは、広告掲載基準要綱第10条の規定に基づき、広告審査委員会から報告を受けたうえで、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果を、公用車広告掲載決定通知書（別記様式第2号）又は公用車広告不掲載決定通知書（別記様式第3号）により、希望者に通知するものとする。

（広告の掲載原稿）

第9条 掲載する広告の原稿は、広告の掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）が作成し、市長が指定する日までに提出するものとする。

2 広告の原稿作成及び掲載に要する費用は、広告主が負担するものとする。

3 市は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が、第2条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

（広告料の納付）

第10条 広告主は、掲載期間の広告料を市長が指定する期日までに、市の発行する納付書により一括納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。

2 広告料の納付が確認されるまで、広告の掲載はしない。

（広告料の返還）

第11条 納付した広告料は、原則として返還しない。ただし、次の場合は広告審査委員会において審査し、納付済みの広告料を当該広告主に返還することができる。

(1) 掲載決定後又は開始後、市の都合により掲載ができなくなった場合

(2) その他、広告主の責に帰さない理由により、市が広告掲載を取消した場合

2 前項において広告料がすでに納付されている場合には、掲載決定期間のうち1日も掲載されていない月の広告料について返還するものとする。ただし、利子は付さない。

（広告の掲載取消し）

第12条 市長は、行政運営上支障があるとき又は広告主が指定の期日までに広告料を納付しなかったときは、公用車広告掲載取消通知書（別記様式第4号）により、当該掲載を取消することができる。

（広告の掲載取下げ）

第13条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取下げようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取下げた場合は、市長は、納付済みの広告料を返還しない。

(広告物の掲載及び撤去)

第14条 広告物の掲載及び撤去は、広告主が行うものとする。

(補償)

第15条 広告の掲載、又は撤去作業により、車体のき損や塗装の剥離などが生じた場合は、広告主の責任において原状回復をするものとする。

(広告内容の変更)

第16条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、市にあらかじめ協議するものとし、第9条第1項及び第2項の規定により原稿を作成し提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正については、第9条第3項の規定を準用するものとする。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

車両種類	掲載位置	広告の大きさ	広告掲載料	備考
マイクロバス	両側面	1.5m×0.35m×2面 1.05 m ² 程度	1 か月間 10,000 円	
			6 か月間 50,000 円	1ヶ月分割引
			12 か月間 100,000 円	2ヶ月分割引
小型自動車 及び軽自動車	両側面	0.6m×0.3m×2面 0.36 m ² 程度	1 か月間 3,000 円	
			6 か月間 15,000 円	1ヶ月分割引
			12 か月間 30,000 円	2ヶ月分割引